

# 熱中症対策事業費補助金について

令和7年6月1日より、改正労働安全衛生規則（省令）が施行され、近年の猛暑の影響で増加している熱中症の重篤化による死亡事故を防止するため、労働者を雇用する全ての事業者に対して、職場における熱中症対策が義務化されました。

そこで浜松市認定農業者協議会中央支部では、令和7年度の活動として下記農作業用作業服等の購入補助を行います。

## —詳細について—

対象者：浜松市認定農業者協議会中央支部会員

補助金額：上限 10,000 円（消費税抜・補助率 100%）

### 対象となる作業服

| 種別       | 特徴                                  | 補助対象となるもの                   |
|----------|-------------------------------------|-----------------------------|
| 空調作業服    | 電動ファンで服内に空気を循環させて体温を下げる機能を有する作業服    | 作業服本体、電動ファン、バッテリー、コード等      |
| 水冷式作業服   | 服内のチューブに水または冷却材を循環させ体温を下げる機能を有する作業服 | 作業服本体、バッテリー、コード等            |
| 冷却機能付作業服 | 保冷剤や電気で金属等を温度変化させ体温を下げる機能を有する作業服    | 作業服本体、保冷剤または金属素子、バッテリー、コード等 |

※作業服に付随して使用するものであれば、バッテリー等の備品のみの申請も可能です。

提出書類：○申請書・実績報告兼請求書※Word 形式で欲しい方はご連絡ください。

○領収書・レシート・明細書等の写し

（購入店、購入日付、金額、品物がわかるもの）

※購入日付は令和7年4月1日～令和7年9月30日まで。

提出方法：郵送、メール、窓口持参

提出締切：令和7年10月31日（金）必着

提出先：〒430-8652 浜松市中央区元城町 103-2

浜松市農業振興課 浜松市認定農業者協議会中央支部事務局 宛

TEL:053-457-2331 [noushin@city.hamamatsu.shizuoka.jp](mailto:noushin@city.hamamatsu.shizuoka.jp)

振込：令和7年12月予定

※原則、会費を引落する口座に振込をします。変更したい方はお申し出ください。

※会費を口座引落以外の方法で納入している方は、振込先口座をご指定下さい。